

定款の変更について

特定非営利活動法人レッドリボンさっぽろ

1. 変更の内容

条	項	変更前	変更後
第3条 (目的)		この法人は、エイズへの差別・偏見をなくし、ヒト免疫不全ウイルス感染者・エイズ患者またはその家族と共に生きる社会を目指すことを目的とする。	この法人は、エイズへの差別・偏見をなくし、ヒト免疫不全ウイルス <u>(以下、HIV という)</u> 感染者・エイズ患者またはその家族と共に生きる社会を目指すことを目的とする。
第5条 (事業)	1	① ヒト免疫不全ウイルス感染者・エイズ患者などに対する社会的支援サポート事業 ② 電話相談事業 ③ エイズに感染した人々に関連するキルトの制作及び海外への送付事業 ④ エイズ予防等に関する普及啓発事業 ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	① <u>HIV</u> 感染者・エイズ患者などに対する社会的支援サポート事業 ② 電話相談事業 ③ <u>キルトの制作及び海外への送付事業</u> ④ <u>HIV</u> 感染予防等に関する普及啓発事業 ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
第8条 (会費)		会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。	会員は、 <u>総会</u> において別に定める会費を納入しなければならない。
第16条 (任期)	4	新設	<u>第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u>

2. 変更の理由

第3条

ヒト免疫不全ウイルスを HIV に変更することで、誰にでも理解できる定款とするために変更し、あわせて「HIV」を定義します。

第5条

- 1項① 第3条と同一の理由。既に HIV を定義しているため、ヒト免疫不全ウイルスを HIV に置き換えます。
- ③ 現在は現行定款に定められたものだけでなく、様々なキルト作品を制作しているため「エイズに感染した人々に関連する」を削除致します。
- ④ エイズは HIV に感染し免疫力が低下した一つの状態であり、広く予防啓発を行う上で、HIV 感染予防に変更します。

第8条

定款第23条(権能)に、『総会は、以下の事項について議決する。』とあり、その7項に入会金及び会費の額とあるため、現行の定款第8条と矛盾が生じています。そのため第8条の記載を理事会から総会に変更致します。

第16条

これまでの定款では役員任期の伸長規定がなく、任期終了前に曜日の問題から総会日程を設定することが年々難しくなっています。より柔軟な運営のために4項に伸長規定を新設します。